

酒田市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 策定の目的

地方公共団体の技能労務職員の給与については、同種の民間企業従業者に比べ高額ではないかと国民等からの厳しい批判や指摘があります。本市技能労務職員の給与についても、地域の同種の民間企業従業者に比べ高い水準にあります。

そのことを真摯に受け止め、いま一度技能労務職員の給与等について総合的な点検をし、市民の理解と納得が得られる適正な制度・運用を確立する必要があるため、このたび本市技能労務職員（公営事業等特別会計に所属する職員を含む）の給与等の見直しに向けた取組方針を策定するものです。

2 現 状

従来、本市技能労務職員の給料表は、行政職の給料表に準じたものでしたが、平成18年4月1日より、給料水準のあり方を見直し、同種の国の行政職俸給表（二）に準じた給料表に改め、最大8.9%、平均5.1%引下げという抜本的な改定を行っています。

しかしながら、給料表引下げに伴い現在経過措置¹を講じているため、総務省が公表した「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」²と比較すると、地域の同種の民間企業従業者よりも依然として高い水準であり、同種の国の行政職俸給表（二）適用者と比較しても高い水準にあります。ただし、この較差は経過措置期間終了とともに将来的には縮小していくものと考えています。

¹ 経過措置の概要 平成18年4月1日の給料表引下げに伴い平成18年3月31日現在に受けていた給料月額を当面保障するものである。

² 「都道府県・指定都市の技能労務職員等の民間類似職種との比較」 地方公務員の技能労務職員等に類似すると思われる職種等について、厚生労働省の賃金センサスの元データを総務省において再集計したものであり、平成16～18の3ヶ年のデータを使用したものである（平成19年7月3日公表）。

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

単位：百円

区分	酒田市			民間				
	平均年齢	人数	平均給与月額	類似職種	山形県平均 年齢	山形県平均 平均給与月額	全国平均 年齢	全国平均 平均給与月額
用務員	46.3歳	45人	3,943	用務員	55.3歳	2,004	53.7歳	2,289
自動車運転手	46.1歳	18人	3,885	自家用乗用自動車運転手	52.8歳	2,501	52.5歳	2,862
清掃職員	51.8歳	10人	4,167	廃棄物処理業従業員	46.7歳	2,191	43.3歳	3,001
学校給食員	46.5歳	40人	3,516	調理士	40.4歳	2,420	41.5歳	2,568
その他	49.3歳	22人	3,876	—	—	—	—	—

※酒田市のデータは平成19年4月1日現在のものである。

※酒田市データにおける平均給与月額は、給料月額のほか、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額であり、民間データにおける平均給与月額は、基本給、職務手当、家族手当などのほか、超過労働給与額も含まれる額である。

※酒田市のその他の技能労務職員は、印刷工員、保育園・松林荘調理員、庁舎管理員などである。

(2) 職種ごとの年齢別の人数及び平均給料月額の状況

単位：百円

職種区分 年齢	用務員		自動車運転手		清掃職員		学校給食員		その他	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
～29歳							3人	2,222		
30～39歳	10人	2,941	5人	2,952	*	*	6人	2,477	*	*
40～44歳	6人	3,751	*	*	*	*	5人	3,508	3人	3,710
45～49歳	16人	4,345	5人	4,070	*	*	11人	3,850	7人	4,022
50～54歳	7人	4,351	3人	4,639	*	*	8人	3,829	4人	3,875
55歳～	6人	4,262	3人	4,348	5人	4,395	7人	4,086	6人	4,042

※データは平成19年4月1日現在のものである。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、人数及び平均給与月額の欄を「*」としている。

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

国の行政職俸給表（二）の5級制を3級制に組み替え、独自上乘せ分として8号給（計4,000円）を加えた給料表を適用しています。

② 昇格・昇給基準

ア 昇格基準

職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

イ 昇給基準

毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給（55歳以上の職員にあっては2号給）を標準として昇給させています（平成22年1月までは昇給抑制措置△1号給が行われている）。ただし、人事評価制度が確立されるまでの勤務成績の判定については従前の判定基準に準じて行っています。

③ 諸手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 13,000 円、一般の扶養親族 6,000 円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500 円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000 円) 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき 5,000 円加算	同じ	
住居手当	借家・借間又は自宅に居住する職員に支給 ○借家・借間 限度額 27,000 円 ○自宅（持家） 3,000 円	異なる	自宅(持家) 2,500 円(新築・購入から5年間)
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ○交通機関等の利用者 6 箇月定期券等の価額により一括支給 ただし、1 箇月当たり 55,000 円が支給限度額 ○自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額（2,500 円～19,200 円）を毎月支給	異なる	自動車等の交通用具使用者の距離区分及び支給限度額(国は5kmごとに設定し(酒田市は2kmごと)、支給限度額 24,500 円(酒田市は19,200 円)

特地勤務手当	飛島地区に勤務する職員に支給 {(飛島地区に勤務することとなった日の給料+扶養手当)の月額×1/2+現に受ける(給料+扶養手当)の月額×1/2} ×16/100	同じ			
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00-午前5:00)に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ			
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 勤務時間が5時間未満の場合は、2分の1の額	同じ			
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給 配偶者宅との交通距離に応じ月額23,000円～68,000円	同じ			
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、勤務した場合、その勤務した全時間に対し支給 1時間当たりの支給額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額×12×支給割合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40時間×52週－8時間×19</td> </tr> </table> <p>①125/100 正規の勤務時間が割り振られた日における時間外勤務 ②135/100 上記以外の勤務(週休日の勤務時) ③150/100 ①における勤務で、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間に行われる場合 ④160/100 ②における勤務で、その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間に行われる場合</p>	給料月額×12×支給割合	40時間×52週－8時間×19	同じ	
給料月額×12×支給割合					
40時間×52週－8時間×19					

※データは平成19年4月1日現在のものである。

④ 期末手当・勤勉手当

区分	酒田市			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.35 月分	1.50 月分	2.85 月分	1.40 月分	1.60 月分	3.00 月分
勤勉手当	0.65 月分	0.70 月分	1.35 月分	0.725 月分	0.725 月分	1.45 月分
計	2.00 月分	2.20 月分	4.20 月分	2.125 月分	2.325 月分	4.45 月分

※データは平成19年4月1日現在のものである。

⑤ 特殊勤務手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
家畜等屍体処理手当	環境衛生課職員	家畜等屍体の処理作業	小動物 1回 180円 その他 日額 1,500円
収集業務手当	環境衛生課職員	し尿又はごみ収集業務	日額 300円
清掃業務手当	土木課職員	下水溝清掃業務	日額 300円
特殊自動車業務手当	土木課職員	特殊自動車（ブルドーザ、グレーダ 及びシドローラ）運転業務	日額 270円

※データは平成19年4月1日現在のものである。

⑥ 退職手当

区 分	酒 田 市		国		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（50歳以上 で1年につき2%ずつ加算）		定年前早期退職特例措置（50歳以上 で1年につき2%ずつ加算）		
退職時の特別昇給	なし		なし		

※データは平成19年4月1日現在のものである。

⑦ ラスパイレス指数³ 118.4（平成19年度）

³ ラスパイレス指数 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

3 今後の見直しに向けた基本的な考え方

平成18年4月1日に給料表の抜本的な改定を行ったとはいえ、依然として本市技能労務職員の給与が地域の同種の民間企業従業者及び同種の国の行政職俸給表（二）適用者に比べ高い水準であることを踏まえ、次の基本的な考え方で見直しに取り組みます。

中長期的には同一又は類似の職種の地域民間給与をより適切に反映するよう取り組みますが、当面は同種の国の行政職俸給表（二）適用者の水準を目標とし見直しに取り組みます。

4 当面の具体的な取組内容

給料表については、独自上乘せ分（8号給計4,000円）を廃止し、国の行政職俸給表（二）と全く同水準のものへの見直しを検討します。

特殊勤務手当については、平成19年4月1日に大幅な見直しを行っているが、いま一度精査を行い、職務内容に対して手当を支給すべき特殊性があるかないかの観点から一部廃止を視野に入れて見直しを検討します。

昇格・昇給については、早期に人事評価制度を本格導入し、勤務実績に応じた適切な制度の確立を推進します。

5 その他

本市は、平成17年11月1日に1市3町で合併し、その合併効果を最大限に生かし、さらなる行財政改革の推進に全市あげて取り組んでいます。

厳しい財政運営が続くことが予想される中で、職員の減員や事務事業の見直しは避けては通れない状況にあり、平成18年に策定された「酒田市定員適正化計画」及び「酒田市行財政集中改革プラン」等に基づき、次の取組みを着実に実施します。

(1) 定員管理

技能労務職員の退職職員の補充は原則行わないという方針のもと、その職務の性格、内容及び必要性を考えながら、定員の適正化に取り組みます。

「酒田市定員適正化計画」においても、計画期間（平成17年度～26年度までの10年間）中の定年退職職員に対する補充は、行政運営の効率化、民間活力の導入、市民協働の推進などにより行わないとしており、本計画を着実に実行します。

(2) 民間委託等の推進

これまでも民間委託など民間活力の導入を積極的に進めてきましたが、より一層のサービス水準の向上と業務の効率化を図るため、民間委託や民営化などを推進します。

項目	内容	スケジュール
粗大ごみ収集業務の民営化	民間活力の活用とコスト削減の観点から、粗大ごみ収集業務を民営化します。	21年度実施
市立保育園の民間移管・統合	市立保育園の法人移管を進めるとともに、その統廃合を検討・実施します。	18年度～順次実施
松林荘の民間移管	老人福祉法・介護保険法の改正を踏まえ、県と必要な協議を行いながら、民間移管について検討します。	継続検討
学校校務員配置のあり方の見直し	学校校務員について、臨時職員等の活用も含め、その配置のあり方について見直します。	18・19年度順次実施
学校給食の業務委託	学校調理施設、共同調理場の民間委託を段階的に実施します。	19・20年度順次実施

(3) 任用替制度の検討

行財政改革の進展により、将来的に技能労務職員を配置する職務が限定され、職務の数に対して技能労務職員の数が上回ることが予想されます。

そのため、技能労務職員から行政職などへの任用替制度（希望制）の導入について検討します。